平成 25 年 7 月 10 日

各　位

会　社　名　パラマウントベッドホールディングス株式会社
代 表 者 名　代表取締役社長　木村 恭介
（コード番号　：　7817　　東証第一部）
問 合 せ 先　執行役員財務部長　大内健司
（ＴＥＬ　03-3648-1100）

2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 10 日開催の取締役会において、2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景及び目的】

当社グループは 1947 年の創業以来、医療用ベッドのパイオニアとして、療養環境の向上のみならず、看護職の業務改善に資する製品・サービスを開発してまいりました。また、高齢化の進展とともに高齢者施設や在宅介護分野にも事業領域を広げ、業界に先駆けて在宅介護用ベッドを開発・上市するなど、在宅介護分野においてもパイオニアとして業界をリードしてまいりました。

今後も高齢者施設や在宅介護の需要は高まることが予想される一方、近年は、医療保険制度又は介護保険制度等に係る制度変更のほか、医療の高度化・IT 化、病院の患者在院日数の短縮化や病床数の減少など、当社を取巻く事業環境の変化に対応した収益基盤構築の重要性が高まっております。

このような事業環境のもとで、当社といたしましては、医療・介護ベッド等の販売を中核事業としながら、グループの連携を強化し、レンタル卸やメンテナンスなど関連ビジネスの拡大を図るとともに、海外展開における現地化を推進することで、収益基盤のより一層の強化を図りたいと考えております。海外展開につきましては、生産拠点のあるインドネシア、中国、フランスの３カ国のほか、タイ、アラブ首長国連邦（UAE）及びインドに営業拠点を設けております。また、ベトナムに新規生産拠点の設置を予定するなど、海外生産拠点と国内工場との連携により、世界最適生産体制の強化を図ってまいります。

上記の「関連ビジネスの拡大」及び「世界最適生産体制の強化」を実現するとともに、事業環境等の変化に柔軟に対応できる財務戦略を遂行するため、今般、本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。今般の資金調達は、当社グループの福祉用具レンタル卸資産の購入資金並びに国内及び海外の生産設備等への設備投資資金の確保を目的として実施するものであります。

また、本新株予約権付社債は、時価以上の水準に転換価額を設定することで、発行後の一株当たり利益の希薄化を一定程度抑制するとともに、ゼロ・クーポンで発行するため他の調達手段と比較して調達コストを低減することが可能となるため、当社にとって最適な資金調達手法であると考えております。また、本新株予約権付社債には 130%コールオプション条項を付しており、発行後３年経過後、株価が 20 連続取引日にわたって、転換価額の 130%以上であった場合、当社は普通株式への転換を促し、一段の資本拡充を図ることも可能となっております。

当社は今後も、「as human, for human（人として、人のために）」を企業スローガンに、お客様満足度

ご注意：この文書は、当社が 2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

および企業価値のさらなる向上を目指し、また、事業活動等を通じて社会に貢献してまいりたいと考えております。

記

１．社債の名称	パラマウントベッドホールディングス株式会社2018年７月26日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を以下「本社債」、新株予約権部分を以下「本新株予約権」という。）
２．本社債の払込金額	本社債額面金額の100.5％
３．本新株予約権と引換えに払い込む金銭	本新株予約権と引換えにする金銭の払込みは要しない。
４．本新株予約権の割当日及び本社債の払込期日（発行日）	2013年７月26日
５．募集に関する事項	
（１）募集の方法	Daiwa Capital Markets Europe Limited, London, Geneva Branch（以下「Daiwa Capital Markets Europe」という。）の総額買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは条件決定日の翌日午前８時（日本時間）までに行われる。
（２）本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）	本社債額面金額の103％
６．本新株予約権に関する事項	
（１）本新株予約権の目的となる株式の種類及び数	①種類 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。 ②数 本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、本新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の合計額を、下記③記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使の際に生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 ③転換価額 （a）当初転換価額 当初転換価額は、当社取締役会の授権に基づき、当社の代表取締役又は専務取締役木村通秀が本新株予約権付社債の条件決定日（2013年７月10日又は11日）に、当該条件決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に100％を乗じた額を下回らない範囲で、投資家の需要及びその他の市場動向を勘案して決定する。 （b）転換価額の調整 転換価額は、当社が本新株予約権付社債発行後、当社普通株式の時価を下回る金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（本新株予約権の行使の場合等を除く。）には、次の算式により調整される。なお、次の算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式（当社の保有するものを除く。）の総数をいう。

ご注意：この文書は、当社が 2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行、一定限度を超える配当支払い（特別配当の実施を含む。）、その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整されることがある。但し、当社のストック・オプション・プランに基づく場合その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。

（２）本新株予約権の総数　本新株予約権の総数は2,000個とする。各本社債に付する本新株予約権の数は１個とする。

（３）本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額　各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

（４）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

（５）本新株予約権を行使することができる期間　2013年８月９日から2018年７月12日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）までとする。但し、(i) 下記７．（４）②乃至⑦記載の本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の５営業日前の日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）まで、(ii) 下記７．（４）⑧記載の本社債の買入消却の場合には、本新株予約権付社債が消却のためDaiwa Capital Markets Europeに引き渡された時まで、また（iii）下記７．（４）⑨記載の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2018年７月12日より後に本新株予約権を行使することはできず、また当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

上記にかかわらず、法令、規則又は当社の定款のいずれによるものであるかを問わず、株主確定日（以下に定義する。）が指定された場合、当該本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（以下「行使日」という。）と株主確定日との間の期間が、東京における４営業日（当該４営業日の計算においては行使日及び株主確定日を計算に含めるものとする。）に満たない場合には、当該本新株予約権を行使することはできない。

ご注意：この文書は、当社が2018年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）第151条第1項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。

（６） その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

（７） 本新株予約権の行使請求受付場所

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

（８） 組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

（イ）当社が組織再編等（下記７.（４）④に定義する。）を行う場合、（i）その時点において（法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果）法律上実行可能であり、（ii）その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能で、これにつき Daiwa Capital Markets Europe との間で合意し、かつ（iii）その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出（租税負担を含む。）を当社又は承継会社等（以下に定義する。）に生じさせることなく実行可能であるときは、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債に基づく債務を承継させ、また本新株予約権付社債の要項に従い承継会社等に本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付をさせるよう最善の努力をしなければならない。かかる場合、当社はまた、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本（イ）記載の当社の努力義務は、当社が Daiwa Capital Markets Europe に対して、下記７.（４）④（d）記載の証明書を交付する場合には、適用されない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって本新株予約権付社債又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社を総称していうものとする。

（ロ）上記（イ）の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（i）又は（ii）に従う。なお、転換価額は上記６．（１）③（b）と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会

ご注意：この文書は、当社が 2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記（i）以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使できる期間

当該組織再編等の効力発生日又は承継会社等の新株予約権が交付された日のいずれか遅い方の日から、上記（５）に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された社債と分離して譲渡できない。

７．本 社 債 に 関 す る 事 項

（１） 本 社 債 の 総 額　10,000,000,000 円

ご注意：この文書は、当社が 2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

（２） 各本社債の額面金額	5,000,000円
（３） 本社債の利率	本社債には利息を付さない。
（４） 償還の方法及び期限	①満期償還 2018年７月26日に本社債額面金額の100％で償還する。 ②130％コールオプション条項による繰上償還 当社普通株式の終値が、20連続取引日にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額（遡及的調整がある場合はこれを考慮する。）の130％以上であった場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して当該20連続取引日の末日から30日以内に、30日以上60日以内の事前の通知をした上で、2016年７月26日以降2018年７月25日までの間、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の100％で償還することができる。「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。但し、当社が下記④乃至⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合には、以後本②に従った繰上償還の通知を行うことはできない。 ③税制変更による繰上償還 2013年７月10日以降に効力を生じる日本国の税制の変更等により、下記（７）①に基づいて、当社が追加額支払義務を既に有しているか、又は追加額支払義務が生じうる旨当社がDaiwa Capital Markets Europeを了解させた場合は、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえ、2013年７月27日以降2018年７月25日までの間、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の100％で償還することができる。但し、当社が下記④乃至⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合には、以後本③に従った繰上償還の通知を行うことはできない。 ④組織再編等による繰上償還 組織再編等（以下に定義する。）が発生した場合で、かつ（a）当該時点において適用ある法律に従い（当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。）、上記６．（８）（イ）記載の措置を講ずることができない場合、（b）法律上は上記６．（８）（イ）記載の措置を講ずることができるものの、当社が最善の努力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、（c）当該組織再編等の発生日又は当該組織再編等の効力発生日の25日前のいずれか遅い日において、当社の最善の努力にかかわらず、承継会社等の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場しておらず、かつ承継会社等が、かかる上場が当該組織再編等の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の金融商品取引所又は金融商品市場の運営組織から得ていない場合、又は（d）上記組織再編等の発生日以前に、当該組織再編等の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場されることを当社が予測していない（理由の如何を問わない。）旨の証明書を当

ご注意：この文書は、当社が2018年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

社が Daiwa Capital Markets Europe に対して交付した場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して東京における 14 営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額に下記（7）①に基づく追加額（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記６．（1）③(a)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 150%とする。但し、償還日が 2018 年 7 月 13 日から 2018 年 7 月 25 日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会が不要な場合は、取締役会）における（i）当社と他の会社との合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、（ii）資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。以下同じ。）、（iii）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。以下同じ。）、（iv）株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）若しくは（v）その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものにかかる承認決議の採択の総称である。

⑤上場廃止等による繰上償還

（i）金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、（ii）当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、（iii）当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、（iv）公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から 14 日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知

ご注意：この文書は、当社が 2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記④記載の償還に準ずる方式によって算出される償還金額に下記（7）①に基づく追加額（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等又は下記⑥のスクイーズアウトを行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、当社の償還義務に関する本⑤の規定は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウトが当該決済開始日から 60 日以内に生じなかった場合には、当社は、当該 60 日間の最終日から 14 日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額に下記（7）①に基づく追加額（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。

当社が上記④及び本⑤又は下記⑥に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記④又は下記⑥の手続が適用されるものとする。

⑥スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から 14 日以内に）、本新株予約権付社債の所持人に対して通知をした上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は､本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 150%とする。但し、償還日が 2018 年 7 月 13 日から 2018 年 7 月 25 日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。）で繰上償還するものとする。

⑦クリーンアップ条項による繰上償還

本⑦の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の額面金額の合計額が発行時の本社債の額面金額の総額の 10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、30 日以上 60 日以内の事前の通知をした上で、2013 年 7 月 27 日から 2018 年 7 月 25 日までの間、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社

ご注意：この文書は、当社が 2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

が上記④乃至⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合には、以後本⑦に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

⑧買入消却

当社又は当社の子会社は、スイス中央銀行の規則（ある場合）に従って、随時いかなる価格でも本新株予約権付社債を Daiwa Capital Markets Europe を介して買い入れることができる。当社は、買い入れた本新株予約権付社債を下記７．（８）記載の支払代理人に引き渡して消却することができる。

⑨債務不履行等による期限の利益の喪失

本社債に関する支払い義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項所定の一定の事由が発生し、Daiwa Capital Markets Europe が残存する本社債の期限の利益喪失を当社に対して通知した場合には、当該通知を受領してから 15 日以内に当該事由を治癒し、又は本新株予約権付社債の要項所定のその他の措置を取らない限り、当社は、残存する本社債の全部につき期限の利益を失い、本社債の額面金額の 100％で償還しなければならない。

（５）本新株予約権付社債券の様式　無記名式新株予約権付社債券とし、本新株予約権付社債の所持人は、本新株予約権付社債券について、記名式とすることを請求することはできないものとする。

（６）本社債の担保又は保証　本社債には担保又は保証はこれを付さない。

（７）特約

①追加額の支払

本社債の元本及び額面超過金（もしあれば）は、日本の租税公課を源泉徴収することなく支払われる。もし、かかる源泉徴収が必要となった場合は、当社は、一定の日本国非居住者又は外国法人である本新株予約権付社債の所持人に対し、当該源泉徴収後の支払額が当該源泉徴収がなければ支払われたであろう額と等しくなるように追加額を支払う。

②担保設定制限

本新株予約権付社債の存続期間中（但し、元本及び額面超過金（もしあれば）が完全に Daiwa Capital Markets Europe に支払われるまでの期間に限る。）、当社は、現在又は将来の「外債」又は「外債」についての保証につき、その所持人のために当社の現在又は将来の資産又は収入に質権、抵当権その他の担保を設定しない。但し、当該担保の利益が同時に本新株予約権付社債にも同等の比率で及ぶ場合、又は Daiwa Capital Markets Europe が十分と認めるか社債権者集会の特別決議により本新株予約権付社債の所持人の承認を得た担保又は保証が本新株予約権付社債の所持人のために提供される場合は、この限りではない。

上記における「外債」とは、ボンド、ディベンチャー又はノートにより表章される債務（日本法上の社債に該当し、償還期間が１年を超えるものをいう。）のうち（i）日本円以外の通貨で表示されるもの、又は（ii）日本円で表示され当初その元本総額の過半が当社により若しくはその承諾を得て日本国外で募集又は販売されるものをいう。

ご注意：この文書は、当社が 2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

（８） 本 社 債 の 償 還 金　Daiwa Capital Markets Europe
支払場所（支払代理人）

８．上　　場　該当事項なし。

９．安　定　操　作　取　引　該当事項なし。

10. その他本新株予約権付社債発行に関する必要事項は、当社の代表取締役及び代理人が決定する他、本新株予約権付社債に関する社債買取並びに支払及び行使受付代理契約書に定めるところによる。

以　上

ご注意：この文書は、当社が 2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

（ご 参 考）

１．調達資金の使途

（１）今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の新規発行による手取概算額10,030百万円については、6,000百万円を当社連結子会社であるパラマウントケアサービス株式会社への投融資資金に、1,500百万円を当社連結子会社であるパラマウントベッド株式会社への投融資資金に、残額を当社グループの海外子会社への投融資資金に充当する予定であります。

パラマウントケアサービス株式会社への投融資資金は、福祉用具レンタル卸資産の購入資金に充当し、パラマウントベッド株式会社への投融資資金は、生産設備等への設備投資資金に充当し、当社グループの海外子会社への投融資資金は、海外での設備投資資金に充当する予定であります。

なお、上記の調達資金の使途の充当時期は平成27年３月末までを予定しております。

（２）前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

（３）業績に与える影響

本新株予約権付社債に利息は付されておらず、本新株予約権付社債の発行により金利負担軽減の効果があると考えておりますが、当該効果が当社グループの業績に与える影響は軽微です。また、本新株予約権の行使が行われる場合には当社グループの財務体質が強化されるものと考えております。

２．株主への利益配分等

（１）利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な政策と位置づけており、業績を反映した株主の皆様への利益還元を重視する方針ですが、他方で、将来の積極的な事業展開と急激な事業環境の変化に備え、財務体質と経営基盤のより一層の強化を図るための内部留保の充実の要請についても総合的に勘案したうえで、配当を決定する方針をとっております。

（２）配当決定にあたっての考え方

当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、「取締役会の決議をもって毎年９月 30 日を基準日として中間配当をすることができる」旨を定款に定めております。

（３）内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、上記２．（１）をご参照下さい。

（４）過去３決算期間の配当状況等

	平成23年３月期	平成24年３月期	平成25年３月期
１株当たり連結当期純利益	―円	160.19円	231.54円
１株当たり年間配当金 （内、１株当たり中間配当金）	―円 （―円）	30.00円 （―円）	45.00円 （20.00円）
実績連結配当性向	―%	18.7%	19.4%
自己資本連結当期純利益率	―%	―%	9.7%
連結純資産配当率	―%	―%	1.9%

（注）１．当社は、平成24年３月期第３四半期連結累計期間より連結財務諸表を作成しており、平成24年３月期の連結業績については、当社の平成23年４月１日から平成24年３月31日の業績に、平成23年10月１日付で子会社となった９社（パラマウントベッド株式会社、パラテクノ株式会社、パラマウントケアサービス株式会社、PT.パラマウントベッドインドネシア、八楽夢床業(中国)有限公司、コロナ メディカル、他３社）の６ヶ月分の業績を連結した金額となっております。

従いまして、平成23年３月期の配当状況等並びに平成24年３月期の自己資本連結当期

ご注意：この文書は、当社が 2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

純利益率及び連結純資産配当率につきましては記載しておりません。
２．１株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。
３．平成 24 年３月期上半期の配当の状況については、上場会社であったパラマウントベッド株式会社が、平成23年９月30日を基準日として１株当たり15円の配当をしております。また、平成 24 年３月期の期末配当金 30 円には記念配当５円が含まれております。
４．実績連結配当性向は、１株当たり年間配当金を１株当たり連結当期純利益で除した数値です。
５．自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（新株予約権及び少数株主持分控除後の連結純資産合計で期首と期末の平均）で除した数値です。
６．連結純資産配当率は、１株当たり年間配当金を１株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

３．その他

（１）配分先の指定

該当事項はありません。

（２）潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

（３）過去３年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去３決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 23 年３月期	平成 24 年３月期	平成 25 年３月期	平成 26 年３月期
始　　値	―円	2,144 円	2,430 円	3,580 円
高　　値	―円	2,447 円	3,585 円	3,985 円
安　　値	―円	1,812 円	2,251 円	3,080 円
終　　値	―円	2,437 円	3,570 円	3,450 円
株価収益率（連結）	―倍	15.21 倍	15.42 倍	―

（注）１．当社は、平成 23 年 10 月１日付をもって株式会社東京証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。
２．平成 26 年３月期の株価については、平成 25 年７月９日現在で表示しております。
３．株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の１株当たり連結当期純利益で除した数値であります。また、平成 26 年３月期については未確定のため記載しておりません。

③過去５年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

（４）ロックアップについて

当社は、本新株予約権付社債に係る引受契約の締結日から払込期日後 180 日を経過するまでの期間中、Daiwa Capital Markets Europe の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換できる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された証券の発行等（但し、本新株予約権付社債の発行、株式分割による交付、本新株予約権の行使による当社普通株式の交付、当社ストックオプションの行使による当社普通株式の交付、既存の若しくは新規に導入する当社ストックオプション制度に基づく当社役職員へのストックオプションの付与、単元未満株主の売渡請求による当社普通株式の売渡し、その他日本法上の要請による場合等を除く。）を行わない旨を合意しております。

以　上

ご注意：この文書は、当社が 2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。